○財務省告示第三百六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件（平成二十年財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日　財務大臣　麻生　太郎

第一号中「第十五号まで」の下に「、第三十号」を加え、「単に」及び「株式会社日本政策投資銀行」を削る。

○経済産業省告示第百九十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十八日から施行する。

平成二十七年九月十八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

第一号に次のように加える。

レ　南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十八日から施行する。

平成二十七年九月十八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

第二号に次のように加える。

レ　南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）

○東北地方整備局告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局福島河川国道事務所及び山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　十三号　福島市飯坂町平野字代地内から米沢市万世町刈安字撫沢地内まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　株式会社ニューメディア　代表取締役社長　酒井　彰

住　所　山形県米沢市春日四丁目二番七十五号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十七年八月二十八日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
吉野川市鴨島町鴨島字本郷一九一番五から同市鴨島町鴨島字本郷一五七番四まで	前	一一・一八～一四・六〇メートル	〇〇・一五一キロメートル
	後	一一・二二～三〇・八五	〇〇・一五一

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号、二百八号及び二百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
熊本市中央区紺屋今町三番一六から同市中央区慶徳堀町一番一まで	前	二二・〇〇～五三・六〇メートル	〇〇・三六五キロメートル
	後	二二・〇〇～五四・四〇	〇〇・三六五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号、二百十八号及び二百十九号	熊本市中央区紺屋今町三番一六から同市中央区慶徳堀町一番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月十八日

○九州地方整備局告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成二十一年九州地方整備局告示第十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

別表の指定番号二の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「第一号から第十四号の二まで」に、指定をした日欄中「平成二十六年二月一日」を「平成二十七年九月一日」に、指定の有効期間欄中「平成二十六年二月一日から五年間」を「平成二十七年九月一日から五年間」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）